

CATHOLIC KYOTO DIOCESE

Catholic Chancery Office
Kawaramachi Sanjo Agaru
Nakagyo-ku, KYOTO,
604-8006 JAPAN
TEL: -81-75-211-3025
FAX: -81-75-211-3041
Kyo. Prot. N. 58/2013

カトリック京都司教区
〒604-8006
京都市中京区河原町三条上ル
TEL:(075)211-3025
FAX:(075)211-3041
e-mail:curia@kyoto.catholic.jp

小教区・修道院各位

聖体の祝日における聖体礼拝の勧めについて

十 主の平和

皆様には主の復活の喜びのうちに、お過ごしのことと拝察いたします。

さて、教皇フランシスコは信仰年のプログラムとして、6月2日の聖体の祝日に全世界の教会と一致して、サンピエトロ大聖堂において1時間の聖体礼拝を行われます。教皇様は、「神と人との唯一の仲介者」である主イエス・キリストとの交わりを深めるときとして、教皇の意向に一致して、全世界の司教区の司教座聖堂においても、同様の祈りのときを持つことを希望しております。

わたくしは京都司教として、京都教区におけるすべての小教区、修道共同体においても、聖体の祝日に1時間の聖体礼拝を行うように呼びかけたいと思います。

ローマ時間の午後5時に合わせて、聖体礼拝をすることが勧められておりますが、時差のことなどを考えると日本では難しいと思います。

そこで京都教区では、小教区においては聖体の祝日のミサ前、あるいはミサ後に1時間に亘って聖体を顕示し、礼拝をすることをお願いしたいと思います。

修道共同体においては、聖体の祝日の適当な時間に少なくとも1時間の聖体礼拝のときをもつことをお願いします。

「教会生活にとってはかりしれない価値をもっている聖体礼拝（ヨハネ・パウロ2世：教会にいのちを与える聖体 25）」のときは、主イエス・キリストが教会に託された聖体の秘跡についての信仰と理解を深め、また全教会と一致し、全世界の平和のために祈りにおいて連帯する機会となると思います。

聖体礼拝、顕示については、カトリック儀式書「ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝」の第3章「聖体礼拝の諸形式」の79～92項の諸言に従い、93～96項の式次第に従って、各共同体で準備してください。それでは、よい祈りの時をお過ごしください。

祈りのうちに。

2013年5月1日

カトリック京都司教区
司教 パウロ大塚喜直



Paul J. Strubbe